

学校いじめ防止基本方針



四日市市立中部西小学校

はじめに

平成 29 年度に、国の「国いじめ防止基本方針」、平成 31 年 3 月に「三重県いじめ防止基本方針」が改定されました。それを受け、本年度「四日市市いじめ防止基本方針」も改定が行われ、それらを参考にして、令和元年度、本校のいじめ防止等を推進するために、今までに学校が取り組んでいることや、今後、さらに大切にしていける取組についてまとめるとともに「重大事案」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を改訂しました。併せて、「いじめが起こった場合のフロー図」も示しました。

「知」「徳」「体」のバランスよい子どもの育成が、創立以来の本校の目標であり、これからも子どもたちが健やかに育ち、輝く存在になるようより一層取り組んでいきます。

保護者・地域の皆様には、引き続き本校の教育活動にご理解・ご協力をお願いいたします。

いじめの定義（法第 2 条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校は、いじめという言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応も可能である。

第1章 学校におけるいじめ防止に関する取組について

1 いじめの防止

- ① 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事、諸活動に主体的に参加・活躍できる授業づくりやなかまづくりを行う。
- ② 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

(1)「授業づくり」

① 自ら考え、主体的に行動する子の育成を目指した「授業づくり」

「わかる授業」を行い、少人数指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細やかな指導を推進していきます。

指導方法を工夫しながら、「学びあいのある授業づくり」を進めていくことで、学校の中心となる授業という場で充実感・満足感を育むとともに、なかまとのつながりを深め、なかまの大切さに気づくことへとつなげていきます。



(2)「なかまづくり」

① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

中部中学校区学びの一体化の取組の一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図るとともに、人権フォーラムを実施し、人権意識の向上に取り組んでいます。

また、「あいさつ」「5分前行動」「清掃」を重点として、学習規律・生活規律の確立を進めていきます。

② 良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安全・安心に生活できる場所にし、すべての児童が共に高め合い活躍できる授業や行事を行います。特に、道徳の授業を活用して、なかまの大切さや協力する重要性などを「考え、議論する」道徳の授業を行い、心を育てていきます。子どもたちの様子から見えてきた実態に応じ、教材の工夫などによって、より子ども

もたちの心にひびく授業を適宜行っていきます。

また、本校の特色として、「地域・家庭・学校が協力して子どもを育てていく」姿（＝トライアングル）があり、学校を支える活動を積極的に行っていただいています。春と秋の学校公開では、参加参画型授業を取り入れ、子どもと教師だけで授業をつくっていくのではなく、保護者や地域の方とともにつくり上げていく授業を行っています。学校だけでなく、地域・家庭からの協力があることにより、様々な方の目で子どもたちを見守っていただき、子どもたちにより“安心感”をあたえていると考えています。

今後も、地域・家庭・学校が協力し、子どもたちが安心して過ごすことのできる学校をつくり上げていけるよう意見を出し合いながら取り組みを進めていきます。



※ 地域に協力をいただいて毎年行っている「まちかど音楽会」

2 いじめの防止啓発

(1) 『『いじめ』に関する指導の手引』を有効活用しています。

① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。

② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。

(2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～ 自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。

(3) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえない子どもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付（令和元年度配付済）し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。

(4) 児童会の啓発活動の一環として「あいさつ運動」や「人権ポスター」「人権作文」に取り組みます。

(5) 保護者や地域住民等を委員としている「学校運営協議会」との協働により、いじめの問題など、学校の課題を共有し、連携して解決する仕組みづくりを推進します。

(6) 各種相談機関を周知します。

① 「いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）」

「いじめ相談メール（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）」

「不登校や発達障害に関する相談電話（059-354-8285）」（教育委員会）

- ② 「青少年と家庭の悩み相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育成室）
- ③ 「人権に関する相談電話（059-354-8610）」（人権センター）
- ④ 「被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）」（北勢少年サポートセンター）
- ⑤ 「児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）
- ⑥ 「文部科学省 24 時間いじめ相談ダイヤル（0570-0-78310）」（全国共通ダイヤル）

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

（１） 日常的な取組

- ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、保護者からの連絡帳等により、児童の変化やサインを見逃さないように心がけています。そのため、日記、作文、帰りの会なども活用しています。
- ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。複数体制の授業の場合は、より一層きめ細やかに子どもの状態の把握に努めています。
- ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。

（２） 月 2 回、金曜日に開かれる打ち合わせでは、PC 内の児童の顔写真で顔を確認しながら情報交換し、児童の状況を 学校全体で把握しています。

（３） 児童に、「いじめ調査」を年間 3 回（毎学期）実施し（1 学期と 3 学期は学校独自調査【資料 1 参照】2 学期については、市統一の「いじめ」問題アンケートを活用）、いじめの状況を把握して必要に応じて児童との面談を行い、子どもの気持ちや考えなどを十分に聞くなど子どもの立場に立った丁寧な聞き取りをし、対応しています。

（４） 4 年生以上の児童に、「学級満足度調査（Q-U 調査）」を年 2 回（5 月・11 月）実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。調査結果が「侵害行為認知群」等に位置する児童の中には、自己中心的・被害者意識が強いという傾向があることも考えられますが、いじめを受けている可能性も否定できないため、聞き取り・複数での観察等きめ細やかな対応をしていきます。それぞれの QU 調査の結果を踏まえたうえで、学級づくりの計画をたてたり修正したりしながら、なかまづくりを進めています。

（５） 欠席 3 日目シートの有効活用を行います。欠席の理由には、病気・家庭の事情などもありますが、いじめが原因で欠席している可能性も考えられるため、保護者と連絡を取り合うとともに、学級担任だけで対応せず、すぐに管理職・生徒指導担当者に報告し、内容によって、養護教諭・関わりのある職員が入り、ケース会議を開いて対応を協議します。常に、欠席にはいじめを含んだ学校生活のトラブルもあることを視野に入れて、対応を進めています。

（６） 教育相談を実施しています。「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U 調査）」を基にし

て、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を年2回実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。

- (7) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害児童のケアも行います。学校だけで解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカー等の専門家を派遣し、問題解決に向けて支援を行います。
- (8) 緊急な被害児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
- (9) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ① 社会科・道徳・総合的な学習の時間等で、ネットいじめ対策をします。
 - ② 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ③ 保護者に向けて「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の注意を呼びかけます。春の学校公開日の参加参画型授業で児童とともに、保護者も一緒にネットモラル出前授業に参加していただいています。
 - ④ いじめに関する通報や相談を受けた場合は、通報または相談を行った方の個人情報を適切に保護します。また、迅速に事案に対応するため、必要に応じて、関係機関等で情報共有を行います。

4 いじめ事象に対する対処

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (8) いじめ解消については、経過日数（いじめに係る行為が止んで少なくとも3か月や児童本人との面談等により判断をします。

第2章 いじめ防止のための組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、担任・同学年担任、各学年代表、生徒指導主事、養護教諭、なお、状況によって、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、むくの木会長、学校運営協議会委員代表に参加を依頼します。

- ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組」により、早期に解決を図ります。
 - ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
 - ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- (2) 「徳ビジョン（生徒指導部）会・特別支援委員会」を行っています。
- ① 構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主事、各学年生活指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等です。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) むくの木会（PTA）及び学校運営協議会と協働しています。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、中学校や他の小学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的に「いじめのない学校づくり」に努めてください。

- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市南警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 四日市橋交番・諏訪交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- (3) 人権センター
- (4) こども保健福祉課家庭児童相談室
- (5) 男女共同参画課
- (6) 文化国際課多文化共生推進室
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

資料

各種相談機関電話番号

・四日市市こども未来部 こども保健福祉課
家庭児童相談室

3 5 4－8 2 7 6

・四日市市教育委員会 指導課

3 5 4－8 1 6 9

【資料１】本校独自のいじめ調査

いじめ問題^{もんだい}についてのアンケート

() 年^{ねん} () 組^{ぐみ} 名前^{なまえ} () このアンケートは、どの子^こも楽しく
学校生活^{がっこうせいかつ}を送る^{おく}ため^{ため}に行^{おこな}うものです。

アンケートに書いたことは、先生^{せんせい}以外^{いがい}だれにもみせることはありません。

安心^{あんしん}して記入^{きにゅう}しましょう。アンケートの後^{あと}、先生^{せんせい}が話^{はなし}を聞^きくこともあります。

問１ あなたは、今年^{ことし}の４月^{がつ}から今日^{きょう}までにいじめをうけたことがありますか。
○をつけましょう。

はい

・

いいえ

問２ あなたは、今年^{ことし}の４月^{がつ}から今日^{きょう}までに友だち^{とも}などがいじめをうけているのを見^みたことが
ありますか。○をつけましょう。

はい

・

いいえ

《ありがとう》

いじめが起こった場合のフロー図

